

第3回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会（1/22）における委員からの主な発言等

No.	氏名	発言内容	応答内容等
<b>&lt; 計画全体に関する主な意見 &gt;</b>			
1	酒井委員	「生かす」と「活かす」の使い分けについて再整理していただきたい。	「生かす」に統一したい。
2	橋本委員	電力供給は再生可能エネルギーを推進するだけでは足りず、蓄電機能と両輪で推進していくことが重要である。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
3	松本委員	活力ある県土づくりに向けた土地利用において、同一市町村内で山間部から都市部に移住している者もいる場合、移住希望者等にはどこまでを含むのか。	ここでは、県外や市町村外からの移住が想定されます。なお、御質問のケースはコンパクトなまちづくりの中にも含めることができると考えます。
4	佐藤委員	防災・減災、管理保全、有害鳥獣対策、コンパクトな街づくり、住民との交流など、今後の人口減少化社会ではデジタル化が重要であるため、デジタル化についても記載すべきである。	コロナ禍や人口減少化社会において、デジタル化は全庁・全県をあげて進める必要がある。本計画においてもデジタル化について記載していきたい。
5	菅野委員	総花的な施策から自然と景観というキーワードに集中させることが不可欠である。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
<b>&lt; 2 県土利用の基本方針に関する主な意見 &gt;</b>			
6	酒井委員	計画概要「(5) 県土利用の基本的な考え方 ア県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用」に記載の「世界のモデル」について抽象的である。「新たなチャレンジが可能な世界モデル」等の具体的に記載した方が良い。	御意見を踏まえて表現を検討したい。
7	長林部会長	原子力災害からの復興を図っている地域は、世界になく、復興しながら街づくりを進めること自体が「世界のモデル」となる。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
8	長林部会長	県土利用の基本的な考え方に示す5つの基本方針について、国の宣言した「2050年カーボンニュートラル」（2020年10月）の実現に繋がることと言及とイメージ図の加筆が必要である。	御意見を踏まえて表現を検討したい。
9	佐藤委員	ポストコロナウイルスと国土利用のあり方として、都市部から地方への移住者の増加を実感している。移住・交流・長期滞在しやすい仕組みの整備について、具体的な事例を含め記入していただきたい。	都市部からの移住先として選ばれるためになにが必要であるのかを検討し特徴があるものを記載していきたい。
10	菅野委員	SDGsの視点に必要な考え方として山川田畑を荒廃させないという強い意思と方策が必要である。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
11	菅野委員	人口減少と少子高齢化の原因は異なるものであるため、異なる認識が必要である。人口減少に対しては、戦後と現在の状況を検証し活路が見えるのではないかと。少子高齢化に対しては、高齢人口増への環境整備は何が必要か深掘りすることや人が豊かに生きる環境で必要不可欠なものが何かを検討しなければならない。	いただいた御意見は、より上位の計画の理念等において検討する必要があると考え、総合計画策定の中で検討を進めていきたい。
12	菅野委員	再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、太陽光・地熱・風力・バイオマスなどのバランス大切である。また、景観を大切にしつつ、エネルギーを一定の範囲内でまかなうことが必要である。	計画の実現に向けた措置の概要の持続可能な社会の実現に向けた土地利用のところで、太陽光や風力発電のほか、間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱源利用施設の整備を推進、農業用水利施設を活用した小水力発電の導入を図ることなどについて記載していますが、引き続き、いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
13	菅野委員	県土利用の現状における「その他」とは何を指すのか。	全体の面積から農地や森林等を差し引いた区分であり、農地や森林等の区分に含まれないもの全てである。
14	菅野委員	荒廃農地の解消政策の長期ビジョンとして放牧の制度化をしてはどうか。放牧することで、放射性物質をあえて牛に吸着させ、農地環境の下処理をさせることにより農地化が図られる。これらにより生産力の向上維持と豊かな景観形成が人を呼び込む大きな施策となるのではないかと。	御意見として承ります。
15	菅野委員	人と産業と文化の源である農地・景観のバランスが大切である。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。

< 3 計画の実現に向けた措置の概要に関する主な意見 >

16	橋本委員	「マイ避難」とは何か。	令和元年東日本台風による被害の検証をもとに、自ら命を守るために、事前に適切な避難行動を考え、計画するものである。（第4回部会で参考資料添付）
17	橋本委員	災害に対するハード面での整備が長期に及ぶ中で、この計画の期間において何をどこまで達成するのかの目安（ゴール）を示すべきではないか。	この計画の役割として、県土の適正な利用に関する基本方針を定めるもので、県土利用に関する他の諸法律に基づく計画の行政上の指針を示すものであり、この計画の中でゴールまで明記することは難しいですが、個別計画等と連携を図りながら、進行管理を進めていきたい。
18	松本委員	限りある県土の有効活用について、再生困難な荒廃農地の転換の方向性は？	まずは、新たな生産の場として、引き続き有効活用できる手法を検討します。難しい場合には森林や地域の保全管理施設への転換が想定されます。計画への具体例記載については検討していきたい。
19	長林部会長	森林や農地はCO2吸収源として重要な産業であり、特に森林のCO2吸収削減効果は大きいと考える。特に、県土の70%を占める森林の持続可能な林業経営の確保は、グリーンインフラを支える大きな施策となり得る。地域の基幹産業としての再生を期待したい。	計画の実現に向けた措置の概要の持続可能な社会の実現に向けた土地利用のところで、森林は、土砂流出防止などの県土保全機能や水源涵養機能等のほか二酸化炭素の吸収源であるなど多面的な機能を有していることから、健全な整備保全と適正な維持管理を図ることなどについて記載していますが、引き続き、いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
20	長林部会長	里地、里山を含む森林の整備進展は、温暖化現象への気象緩和効果も大きく、さらに持続可能な森林経営によって災害時の流木流出抑制および雨水貯留効果の増大が期待される。	いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
21	長林部会長	農地については、グリーンインフラや防災という面においても福島之宝であり、放棄地を広げないための施策が必要である。	計画の実現に向けた措置の概要の県土の安全性を高める土地利用のところで、農地は、洪水の防止など県土保全機能や自然環境保全機能など多面的な機能を有していることから健全な整備保全と適切な維持管理を図ることなどについて記載していますが、引き続き、いただいた御意見を念頭に計画づくりを進めていきたい。
<p>&lt; 4 県土の特性を踏まえた地域別の土地利用の基本方向に関する主な意見 &gt;</p>			
22	松本委員	保安林と保安林以外の森林について、「極力他用途への転用を避ける」という同様の記載で良いか。	保安林については、「極力他用途への転用を避ける」としているのに対し、保安林以外の森林については同様の記載をしつつも、なお書きにて転用する場合の留意事項等を記載している。